

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項はスルガV i s aデビットカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成し、当社が会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）から同意を取得するものです。＞

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員等は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記（1）から（9）の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、取引の管理には、本デビットの利用確認、利用時の認証、会員への本デビットご利用代金の通知（決済口座の残高不足等の場合の通知を含みます）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める疑わしい取引でないことの確認その他法令の定めに基づいてしていることの確認を含みます。
  - （1）申込み時または入会後に会員等が申込書等に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座番号、本デビット会員番号、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に係る情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）およびお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
  - （2）会員のご利用に係る申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に係る情報（以下「契約情報」という）
  - （3）会員のお支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
  - （4）来店、お電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
  - （5）決済口座での取引時確認状況
  - （6）当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
  - （7）官報や電話帳等の公開情報
  - （8）会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等
  - （9）本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の（1）（2）（3）（4）（8）（9）の個人情報を利用することを同意します。
  - （1）当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業（キャッ

シング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

- (2) 当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- (3) 当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- (4) 当社が認めるデビットカード関連事業およびクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に係る宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。

#### 第2条（個人情報の預託）

会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

#### 第3条（利用の中止の申出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出ることができません（以下、尚書きの内容を含めて、同じ）。ただし、カードに同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続をとることはありません。

#### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に係る法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

#### 第5条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第6条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第26条に定める退会の申し出または本規約第25条に定める会員資格の取消後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### 第7条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本会員規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。

#### 第8条（個人情報に係るお問い合わせ）

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社V i s aデビットカードデスクまでお願いします。

＜V i s aデビットカードデスク＞

〒411-8689 静岡県駿東郡長泉町スルガ平500

電話番号055-980-5472

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に係るお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客さま相談センターまでお願いします。

＜お客さま相談センター＞

〒411-8689 静岡県駿東郡長泉町スルガ平500

電話番号0120-707-193

#### 第9条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項はスルガV i s aデビットカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明した場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

- ①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（1）から（2）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（1）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ②自らまたは第三者を利用して、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

（1）暴力的な要求行為（2）法的な責任を超えた不当な要求行為（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為（5）その他前記（1）から（4）に準ずる行為

（2024年9月改定）